

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612

目 次

- 1 改正情報
- 2 労務管理の基礎知識
- 3 所長コラム

1. 改正情報

■ 育児・介護休業法改正（平成29年1月1日施行）

「雇用保険等の一部を改正する法律（育児・介護休業法、男女雇用機会均等法、雇用保険法等の改正）」が参議院本会議で可決・成立し平成29年1月1日より施行されます。今回の改正の趣旨は、これまでの制度が十分に利用されていなかった現状と、育児・介護による離職を防止するため、より取得しやすくすることを目的とし、様々な要件が変更されています。主な改正点は以下のとおりです。

【改正点】

（1）介護休業の分割取得

対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得が可能になります。

（2）介護休暇の取得単位の柔軟化

半日単位（所定労働時間の2分の1）単位で取得が可能になります。

（3）介護のための所定労働時間の短縮措置等

介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能になります。

（4）介護のための所定外労働の制限（残業の免除）

介護のための所定外労働の制限（残業の免除）について、対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限が新設されました。

（5）有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和

有期契約労働者の方については、以下の要件を満たす場合に育児休業の取得が可能になります。（※1）

- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

（6）子の看護休暇の取得単位の柔軟化

半日単位（所定労働時間の2分の1）単位で取得が可能になります。

（7）育児休業等の対象となる子の範囲

特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象となります。

（8）マタハラ・パタハラなどの防止措置の新設

これまでの事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いの禁止に加え、上司・同僚からのマタハラ・パタハラを防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付けています。（※2）

（※1）

介護休業の取得要件については以下のとおりです。

- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 介護休業を取得する日から9か月を経過する日までの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

（※2）

マタハラ・パタハラとは、妊娠・出産・育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等を言います。

2. 労務管理の基礎知識

■ 営業職に残業代は必要ない？



営業職の中でも、報酬の計算を完全出来高払いとする場合、保険代理店のように労働者ではなく個人事業主に外注する体裁をとる場合があります。労働者でなければ当然、労働基準法の適用外となり、労働時間の計算や残業代の支払いの義務はありません。しかし、労働者か否かは契約の体裁ではなく実態において判断されるため、請負契約で外注する体裁になっていたとしても注意が必要です。

営業職は仕事の成果に応じて報酬を決めるもので、残業したからといって残業代を支払う必要は無いとお考えの方は、会社の側にも働く側にも多くいます。しかし、営業職だから、世間でそのような慣行があるからといって、残業代を支払わなくても良いというわけではありません。労働契約による所定労働時間を超える労働を行うのであれば、その分の残業代を支払う必要があります。では、どのように対処したら良いのでしょうか？

◆ 営業手当を固定残業代として支給している場合

営業手当を基本給と明確に分け、何時間分の残業代の支給に代わるものであるかを労働契約や賃金規程で明示する必要があります。基本給に残業代を含めて支給している場合も同様です。なお、実際の残業代が営業手当の額を超えた場合には残業代を支給しなければなりません。

◆ 外回りの業務等で労働時間の把握が難しい場合

外勤の営業職や在宅勤務など労働時間の把握が難しい業務については『事業場外のみなし労働時間制』の対象とし、実際の労働時間にかかわらず、所定労働時間（労使で協定した時間）を労働したとみなす取り扱いを行うことができます。これにより、事業場外で勤務している間については原則として、残業の問題が生じないことになります。

（K-Report第6巻第7号参照）

3. 所長コラム

■ 長時間労働



こまめに疲労を回復しながらベストな体調を維持してこそ、より能力を発揮し、仕事の効率を上げて様々な課題を乗り越えてゆくことができます。

一日の仕事が終わり、家路につき食事を始めてから寝るまでどれだけの時間が欲しいですか？僕は4～5時間は欲しいのですが、最近は取れない日が多いです。

以前にもこの紙面に書きましたが、1日8時間労働、5時間の残業、通勤、風呂、食事などで6時間、合計19時間。24時間から19時間を引くと1日5時間の睡眠となる。睡眠時間が5時間を切ると疫学的に脳や心臓に悪影響を与えるとされています。

今「勤務間インターバル規制」に関心が集まっています。勤務と勤務の間の時間、つまり「休息期間」をきちんと確保しようという規制です。EUでは、「24時間につき連続して11時間の休息期間を設けること」が義務付けられています。11時間を確保することにより拘束期間が13時間に制限され、結果として1日当たりの労働時間を制限することができます。

電通社員の死を無駄にしないためにも長時間労働の法的規制が必要です。フランスで労働法の改正により労働時間が長くなることに反対し、デモに参加する高校生のプラカードには「夜は働く時間じゃなくて愛し合う時間」とありました。